

# 未利用地・空き物件

探しています。

安来市

## 事業用地等登録制度

登録いただいた土地又は建物は、企業誘致のための土地又は建物として、市内に立地を希望する企業等に情報を提供します。

→ 詳しくは裏面で



【問い合わせ先】

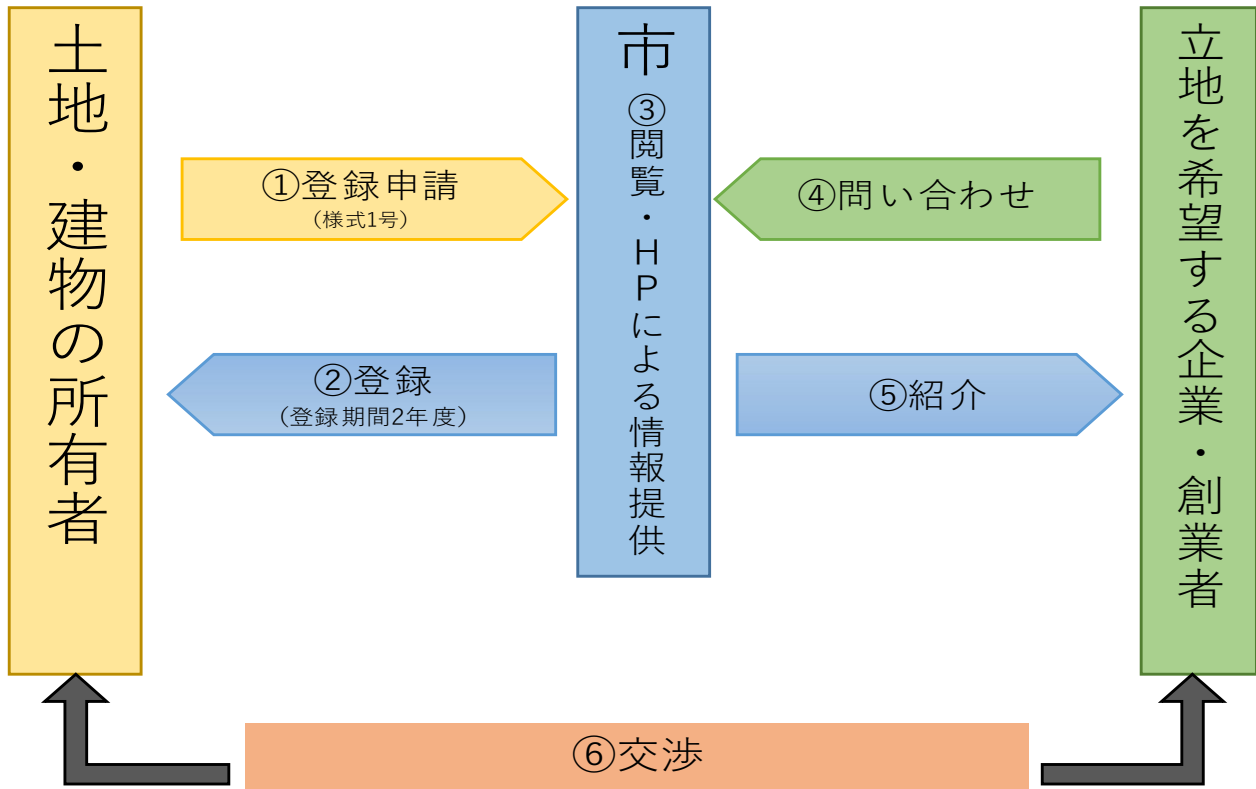
安来市役所 政策推進部 やすぎ暮らし推進課

TEL : 0854-23-3107 FAX : 0854-23-3061

## 事業概要

市内に所在する土地又は建物を、事業用地のための土地又は建物として登録し、市内に立地を希望する企業等に情報を提供することにより、企業集積の充実及び雇用の促進を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。

## 事業スキーム



## 対象要件

	所在	個別要件	共通要件	登録の有効期間
土地	市内全域	・1区画1,000㎡以上 ・公道接続又は接続予定	・所有権等の権利に争いがない ・抵当権及び所有権以外の権利が設定されていない	2年 (初回登録時は翌年度末まで)
建物付土地 (工場・倉庫)		・土地面積要件なし ・建物の延床面積100㎡以上 ・建物は土地所有者と同一であること (違う場合は同意書要)		
建物付土地 (店舗・事務所)		・土地、建物面積要件なし ・建物は土地所有者と同一であること (違う場合は同意書要)		